

備前市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

備前市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2. 3
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

備前市立学校では、種々の教育課題に対応するべく、備前市教育振興基本計画（令和5年4月）に基づいて、各校における特色を大切にしながら、学校と教職員、児童生徒が一体となって、教育活動を実践している。また、備前市教育委員会と各学校が連携・協力しながら、保護者や地域関係者等の理解を得て、主体的に学校における働き方改革を推進している。これにより、岡山県教育委員会が示す「全ての子どもたちへのよりよい教育」の実現につながると考えている。

こうしたことを踏まえ、これまでの教育活動と学校における働き方改革の実践を大切にしながら、本市の教育職員（※）について、さらなる勤務環境の改善を図り、働きやすさと働きがいとを両立して真に必要な業務に専念できるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）第8条に基づき本計画を策定する。

※教育職員：本計画においては、備前市教育委員会所管の学校に所属する、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、養護助教諭をいう。

(2) 本市の現状

- ・本市では、これまで「備前市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」に即し、学校における働き方改革の推進の取り組みを進めてきた。
- ・こうした取り組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の現状について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月当たり時間外在校等時間 (年平均)	月45時間を上回る割合 (年平均)
小学校	月32.1時間	24.0%
中学校	月43.6(43.57)時間	43.6(43.63)%
高等学校(夜間定時制)	月4.0時間	0.0%

- ・小学校では、時間外在校等時間が月45時間を超える割合が24%、中学校では43%と大きな課題になっており、経年で引き続き改善の傾向にはあるものの、解消までには至っていない。
- ・岡山県教育委員会が令和7年8月に管理職を対象に実施した「働き方改革に関する取組状況調査」の結果からは、学校運営協議会等での学校における働き方改革の議題化や最終退校時刻の設定、部活動指導に係る負担の軽減等において課題が見られる。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間（年度）における月当たり時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・岡山県教育委員会が実施する勤務実態調査（以下、「勤務実態調査」という。）において「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合を80%以上にする。

【令和7年度78.7%】

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合80%以上を維持する。

【令和7年度85.0%】

3 計画の期間

○令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○備前市教育委員会は、本計画期間中の重点事項として、次に掲げる内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」（以下「3分類」という）を踏まえて実施する取組。

- ・地域と連携した登下校時の通学路における日常的な見守り活動の実施 **3分類①関係**
学校運営協議会等での協議題とすることを目指す。

- ・学校における電話対応時間の周知・啓発 **3分類②⑤関係**

岡山県教育委員会の発出する啓発チラシ等を適宜活用し、保護者・地域関係者等への周知を推進するとともに、関係機関との円滑な連携を図ることにより、学校における電話対応の負担軽減を推進する。（※緊急対応時は除く）

- ・学校徴収金の徴収に係る学校負担の軽減 **3分類③関係**

学校徴収金の公会計化を維持し、学校とより円滑な連携体制を構築することで、徴収に係る学校の負担軽減をさらに推進する。

- ・各種調査の回答方法の見直しと精選 **3分類⑥関係**

学校に回答を依頼する際に、備前市教育委員会で回答できるものは事前回答し、学校が回答すべき内容を精選した上で依頼することにより、学校の負担軽減につなげる。

- ・教育支援員等支援スタッフの配置 **3分類⑥～⑨関係**

教育職員が児童生徒の教育に専念できるようにするため、引き続き、学校の実態を踏まえながら教育支援員等の配置充実を図る。特にICT支援員については、さらなる利活用を推進し、学校ホームページや機器・ネットワーク設備等の日常的な管理を担うこととする。

- ・中学校における部活動指導員の配置 **3分類⑬関係**

引き続き部活動指導員の配置充実を目指す。

- ・校務系・学習系ネットワークの統合 **3分類⑮⑯関係**

授業準備、成績処理等に係る負担を軽減するため、校務系・学習系ネットワークの統合を行う。

(2) 学校における取組の推進

備前市教育委員会は、好事例を各学校に共有し、取組の一層の推進に寄与する。

- ・学校運営協議会等での学校における働き方改革についての議題化

学校における働き方改革の目的を保護者・地域関係者等と共有し、より一層連携・協働しながら取組を進められるよう、学校運営協議会やPTA総会等で議題として取り扱う。また、岡山県教育委員会の発出する啓発チラシ等を適宜活用し、周知を図るとともに理解・協力を得る。

- ・教育課程等の見直し

時程や教育課程を見直し、教育職員の業務の平準化や年度末、年度始等業務が集中する時期における負担軽減を推進する。

- ・教育支援員等支援スタッフの活用による教育活動の充実と働き方改革の推進

教育支援員等支援スタッフのスキル等を最大限活用することで、学校における教育活動のさらなる充実を図るとともに、教育職員の働き方改革の推進を目指す。

- ・中学校における部活動指導に係る負担軽減

部活動指導員の理解を得て単独での部活動指導を推進するとともに、部活動顧問は原則複数体制とし、交代での部活動指導を実施することとする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・年次休暇の計画的な取得の推進

仕事と余暇のバランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を推進する。

- ・医師による面接指導の実施

過重労働による健康障害を防止するため、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員について、当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する。

- ・ストレスチェックの実施

自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止する。

○各学校では、実態に合わせて取組を行うとともに、ここに掲げた内容以外についても、主体的に業務の見直しを行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、本計画に定める目標の達成状況および取組の実施状況を把握し、毎年度、教育委員会議において報告したのち、備前市教育委員会のHPで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- ・本計画における目標の達成状況については、業務記録システムおよび勤務実態調査等の結果から把握するとともに、必要があれば月次の推移の状況等について、教育委員会議や学校管理職会議等での報告を実施する。
- ・引き続き、備前市教育委員会において、各学校の取組状況や進捗を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校管理職に聞取り等を実施し、必要に応じて適切な支援を行う。
- ・各学校における働き方改革の取組が推進されるよう、さまざまな機会をとらえて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施し、支援していく。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、実態に応じて働き方改革の推進に向けた取組を実施する。
- ・引き続き、非常勤講師や児童生徒の支援に当たる人材の確保に努め、教育職員の実質的な負担軽減を図る。
- ・保護者、地域関係者等の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域関係者等に対して、本計画の内容について周知する。また、具体の項目について助力を得られるよう、学校運営協議会等を通じて、積極的に学校支援ボランティア等の協力依頼を行う。